

(写)

平成 26 年度 申合せ

平成 26 年 7 月 2 日
東京地方最低賃金審議会運営委員会
(平成 27 年 3 月 3 日改定)

- 1 地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会の動向を考慮しつつ、慎重審議を行った上で、できるだけ 10 月 1 日発効を目指し、また、特定（産業別）最低賃金も同様に年内発効を目指し審議日程等を調整する。
- 2 専門部会の議決は、全会一致を目指し、全会一致の場合は最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用する。

(地域：平成 26 年 7 月 2 日 第 376 回審議会議決)

- 3 特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより決定されるべきものであるとの最低賃金法の趣旨及び平成 12 年 5 月 9 日の「東京における産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成 22 年 3 月 2 日改正）、平成 15 年 4 月 25 日の「東京における産業別最低賃金制度全員協議会報告」を踏まえ、審議に臨むものとする。

また、必要性審議については、関係労使のイニシアティブと効率的運営の観点から適切に行うものとする。

- 4 専門部会において参考人から意見を聴取する場合は、原則として第 2 回目ないし第 3 回目に行うものとする。
- 5 事務局は資料について十分分析を行った上、できる限り早い段階で提出するものとする。
- 6 事務局は専門部会における労使の主張の概要を整理し、次回の専門部会に提出するよう努力する。
- 7 審議については日程を尊重し、効率的に行われるよう関係者は最大限努力する。